

令和 8 年度沖縄県宿泊税制度周知業務委託 企画提案仕様書

1 事業名

令和 8 年度沖縄県宿泊税制度周知業務委託

2 履行期間

契約締結日（令和 7 年 12 月下旬）から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務目的

沖縄県宿泊税制度の内容について、納税義務者（宿泊者）や特別徴収義務者（宿泊事業者等）に対して、導入目的や制度概要（税額や納税方法、使途事業等）を十分に周知し、導入後の円滑な税制度の運用を図ることを目的とする。

4 委託内容

（１）宿泊税制度に関する広報印刷物の作成（デザイン・版下作成・印刷・納品）

宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターのほか、宿泊者に税制度への理解を深めてもらうため、宿泊事業者から宿泊者に対する説明時に活用するリーフレットなど、以下①及び②の広報印刷物を作成し各県内宿泊施設等（約 5,400 カ所）に納品すること。

なお、納品場所は契約後、一覧を提供するが、送付時点の施設登録状況に基づき確定するため送付数は変動する。また、納品後は納品先一覧を提出すること。

①宿泊施設に掲示するポスター

規格仕様：サイズ A 2、紙質コート紙、厚さ 135kg、片面カラー、十字折り納品

デザイン：1 種類

作成部数：13,500 部

納品時期：令和 8 年 4 月 30 日（木）まで

納品場所：沖縄県庁（数量指定）及び県内宿泊施設等（約 5,400 カ所への配送含む）

②宿泊施設で宿泊客に配布するリーフレット

規格仕様：サイズ A 4、紙質コート紙、厚さ 90kg、両面カラー、平積み納品

デザイン：1 種類

作成部数：1,460,000 部

納品時期：令和 8 年 4 月 30 日（木）まで

納品場所：沖縄県庁（数量指定）及び県内宿泊施設等（約 5,400 カ所への配送含む）

（２）広報印刷物の多言語対応（翻訳・版下作成）

宿泊事業者が海外からの宿泊者に対して、宿泊税の使途事業（使い道）や税制度の

概要を説明するため、上記（１）①及び②の広報物について、統一感のあるデザインで英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語を併記し作成する。デザインは各１種類とし翻訳した原稿は、ネイティブチェック、クロスチェックを行うこと。

なお、宿泊税を導入する県内市町村に雛形を提供するため、各市町村が独自に追加・編集できる形式のデータ（主要なデザイン制作ソフトウェア（例：Adobe Illustrator））を沖縄県庁に納品すること。

納品時期：令和８年１月３０日（金）まで

納品場所：沖縄県庁

※市町村の広報物作成期日に留意。県が提供した後に市町村分の作成となることから、データについては早期の納品が望ましい

（３）インターネットを活用した広報（バナー作成）

県民及び県外や海外からの観光客に広く周知し、宿泊税への理解を促進するため、沖縄県の宿泊税制度の概要を宿泊施設ＨＰ等で紹介する際に、該当ページへの入り口となるバナーを作成すること。

バナーの規格

① 作成本数：１種類

② サイズ：横 600px×縦 150px

③ ファイル形式：PNG または JPEG

なお、受け皿は下記 URL に宿泊税専用サイトを作成している。

【参考 URL】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html>

【検索】 沖縄県宿泊税（県ＨＰ内 ページ番号 1036550）

納品時期：令和８年４月３０日（木）まで

納品場所：沖縄県庁

（４）宿泊税制度に関する広報動画の制作（企画・翻訳・動画制作）

沖縄県の宿泊税制度の概要を県民及び観光客に広く周知し、宿泊税への理解を促進するため、県ＨＰや宿泊施設ＨＰ、国内外のＳＮＳで放映する広報用動画（日本語、英語）を制作すること。

①動画時間 60 秒

②言語 日本語、英語に対応。翻訳した原稿は、ネイティブチェック、クロスチェックを行うこと。

③納品時期 令和８年４月３０日（木）まで

④納品場所 沖縄県庁

(5) 空港内での周知広報（各種媒体等を活用した独自提案内容）

那覇空港、宮古空港、石垣空港、下地島空港（県外路線が離発着する空港）で周知し、4カ所全ての空港において、上記（1）～（4）で作成した広報物を用いて、又は新たな広報物を作成し、周知効果が高い媒体等で効果的な広報を行う。

また、実施した事業の内容について、契約書に定める委託料の支払い毎に中間報告し、事業終了後に完了報告書を提出すること。

(6) 国内からの旅行者向けの周知広報（各種媒体等を活用した独自提案内容）

沖縄県の宿泊税制度の概要を沖縄県外からの観光客へ広く周知し、宿泊税への理解を促進するため、上記（1）～（4）で作成した広報物を用いて、又は新たな広報物を作成し、周知効果が高い媒体等で効果的な広報を行う。

また、実施した事業の内容について、契約書に定める委託料の支払い毎に中間報告し、事業終了後に完了報告書を提出すること。

(7) 海外からの旅行者向けの周知広報（各種媒体等を活用した独自提案内容）

沖縄県の宿泊税制度の概要を海外からの観光客へ広く周知し、宿泊税への理解を促進するため、上記（1）～（4）で作成した広報物を用いて、又は新たな広報物を作成し、周知効果が高い媒体等で効果的な広報を行う。

また、実施した事業の内容について、契約書に定める委託料の支払い毎に中間報告し、事業終了後に完了報告書を提出すること。

(8) 特別徴収義務者（県内宿泊施設等）に対する説明会の開催

県内全域の宿泊事業者へ対しての説明会の開催に係る、会場の予約及び会場設営、説明会用の機材（スクリーン、音源マイク、スピーカー）の確保、説明会時の質問者へのマイク渡し及び終了後の会場の片付けを行う。

なお、説明会における司会進行、説明及び質問への回答は県が行うため委託内容から除く。

説明会開催期間：令和8年2月上旬頃～令和8年7月下旬を予定

想定される会場：別添「会場候補一覧_離島」を参照

※沖縄本島内の説明会場については事務局で確保します。

〔委託内容の留意点〕

※具体的な実施内容（仕様）は、受託者からの提案を踏まえ、沖縄県と受託者で協議の上、契約時に確定します。提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではありません。

※（１）～（４）の仕様に記載している広報物は必須項目となります。

※（１）及び（２）については、県と宿泊税を導入する市町村にデータの全部または一部を提供する。各市町村が独自に追加・編集、加工できる形式とすること。

※効果的な広報を実施するために制作するその他の広報物や活用する広報物媒体、納品形式等については、（５）～（７）において積極的かつ自由に提案してください。

※ポスター、チラシの配布先を独自提案する場合、必要に応じて、掲出先に合わせた適切なサイズを提案してください。

※新たな広報物の作成や広報媒体等の使用に料金が発生する場合は、当該経費は契約金額に含むものとしますので、見積金額に含めてください。

※（５）～（７）による広報期間（予定）は、令和８年６月１日（月）から令和９年３月３１日（水）の間とします。

※（５）～（７）については、その取り組みに係る事業効果の測定を事業終了後に報告する必要があることから、その効果測定方法を示すこと。

５ 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から 20 日以内に次の必要書類を提出し、本県の承諾を得るものとする。

- （１）業務実施計画書兼工程表
- （２）人員体制表

６ 積算見積について

（１）各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

（２）各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を乗じ総事業費を記載すること。

※ 1 円未満の端数については切り捨てるものとする。

（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照）

（３）積算の費目については、以下の見積基準を参考に提出すること。

① 直接人件費（事務局職員の人件費）

ア 統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

イ 専門員 A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

ウ 専門員 B：上司の指導のもと、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

② 直接経費

ア 補助員人件費

イ 旅費
ウ 会場費
エ 謝金
オ 賃借料
カ 消耗品費
キ 印刷製本費
ク 通信運搬費
ケ その他必要経費（※内訳等を明らかにすること。）

③ 再委託費

県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任、準委任又は請負）ために必要な経費

④ 一般管理費

次の計算式により算出すること。

$(\text{①直接人件費} + \text{②直接経費} - \text{③再委託費}) \times 10 / 100$ 以内

※上記計算式における再委託費は、当該事業に必要な経費のうち、受託者が実施できない業務又は実施することが適当でない業務を他事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

⑤ 消費税（10%）

7 再委託

（1）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとして予め県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

（2）再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（3）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは予め書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「(4) その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

(4) その他、簡易な業務

資料の収集・整理・複写・印刷・製本

原稿作成・データの入力及び集計

通訳・翻訳業務

イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配、現場運営補助

その他、県が簡易と決定した業務

8 その他留意事項

- (1) デザイン費、翻訳委託料及び印刷費など、本仕様書に基づく提案内容の一切については委託料に含むものとする。
- (2) 本業務において作成する広報物等の全てについて、版下データを電子媒体（主要なデザイン制作ソフトウェア（例：Adobe Illustrator）で提出すること。なお、電子データの形式については事前に本県と協議の上、承認を得ること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (4) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ決定する。
- (5) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は本県に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
なお、業務の実施により取得した著作権等については沖縄県に帰属するものとし、業務により制作等された全ての広報素材に係る映像、イラスト、文言、企画等については、沖縄県や関係市町村が行う広報活動に 2 次使用できるものとする。
- (6) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (7) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。
- (8) 沖縄県宿泊税条例について、総務大臣の同意が 12 月に得られる予定だが、当該同意時期の前後により説明会の開始時期、業務実施計画書兼工程表の提出期限、成果物の納品時期を双方で協議する。